

## よくある質問

No.	分類	Q	A
1	建設業許可	「建設業者」と「建設業を営む者」に違いはあるのか？	「建設業者」とは、建設業の許可を受けて建設業を営む者を指します。 「建設業を営む者」とは、建設業の許可を受けている／受けていないに関わらず、建設業を営むすべての者を指します。
2	建設業許可	請負代金の額に消費税相当額は含むのか？	消費税及び地方消費税相当額も加えて判断します。
3	建設業許可	建設業の許可を要しない工事とは？	<b>500万円未満</b> の建設工事であれば、許可は不要です。 建築一式工事については、 <b>1, 500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事</b> であれば、許可は不要です。 <u>ただし、注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運搬費も加えた額で判断します。</u>
4	建設業許可	特定建設業許可が必要な場合とは？	発注者から直接建設工事を請け負って元請として施工する際、 <b>総額5, 000万円(建築一式工事は8, 000万円)以上</b> の下請契約を締結する場合には、特定建設業許可が必要です。 <u>なお、特定建設業許可が必要か否かの判断には、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。</u>
5	建設業許可	一般建設業許可を受けている建設業者が、特定建設業許可を申請している間の取り扱いは？	特定建設業許可が下りるまでの間は、引き続き、一般建設業許可が有効です。特定建設業許可が下りた時点で、一般建設業許可は自動的に失効します(「廃業届」などの手続きは不要です)。
6	建設業許可	建築一式の許可でリノベーション工事の施工は可能か？	元請業者として総合的な企画、指導、調整が必要であれば可能です。 下請業者として部分的な施工を行う場合には、求められる専門業種の許可が必要です。
7	建設業許可	許可を得ていない業種の工事について、発注者から注文を受けて、自らは施工せずに下請に出すことは可能か？	許可を得ていない業種については、500万円以上となる場合には、注文を受けることはできません。よって下請に出すこともできません。

## よくある質問

No.	分類	Q	A
8	技術者	主任技術者と監理技術者の違いは？	<p>建設業者(建設業の許可を受けた者)が建設工事を施工する場合には、<b>元請・下請の立場を問わず、請負金額に係わらず、工事現場に主任技術者を配置しなければなりません。</b></p> <p>発注者から直接建設工事を請け負って元請として施工する際、<b>総額5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の下請契約を締結する場合には、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。</b></p>
9	技術者	建設業者(建設業の許可を受けた者)が許可を受けた業種で500万円未満の建設工事を施工する際、主任技術者の配置は不要か？	建設業者(建設業の許可を受けた者)が許可を受けた業種の施工を行う場合には、たとえ500万円未満であっても、主任技術者の配置が必要です。
10	技術者	主任技術者や監理技術者が一つの工事現場への専任を求められる場合とは？	「公共性のある重要な建設工事」に配置される監理技術者、主任技術者は元請・下請の立場を問わず、工事現場毎に専任しなければなりません。
11	技術者	「公共性のある重要な建設工事」とは？	<p>建設業法施行令第27条第1項各号に規定される施設又は工作物に関する建設工事(＝戸建て住宅や長屋を除くほとんどの工事)であって、<b>工事一件の請負金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事</b>を指します。</p> <p>なお、<u>注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運搬費も加えた額で判断します。</u></p>
12	技術者	営業所における専任の技術者と工事現場の主任技術者や監理技術者の兼務は可能か？	<p>原則として<b>兼務はできません。</b></p> <p>以下の4つの要件を<b>すべて</b>満たす場合に限り、兼務が可能です。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①当該営業所において契約締結された工事であること。</li> <li>②工事現場と営業所が近接し、常時連絡を取りうる体制にあること。</li> <li>③所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。</li> <li>④当該工事の専任を要しない主任技術者、監理技術者であること。</li> </ol>
13	技術者	現場代理人と工事現場の主任技術者や監理技術者の兼務は可能か？	現場代理人に関しては、建設業法上定義されたものではありませんので、当該工事の発注機関にお問い合わせください。

## よくある質問

No.	分類	Q	A
14	技術者	専任の主任技術者であっても2以上の工事を兼任できる場合があるのか？	公共性のある重要な建設工事のうち、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合には、専任の主任技術者(※)が一元的に管理することができます。 <u>(※)専任の監理技術者には適用されません。</u>
15	技術者	「密接な関係のある工事」とは具体的には？ また、近接した場所とは、具体的にどの程度の距離か？	工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事を指します。  近接した場所とは10km程度以内を指すことが一般的ですが、 <u>詳細は当該工事の発注機関にご確認ください。</u>
16	下請契約	一次下請が二次下請に一括して工事を請け負わせることは可能か？	一括下請負は元請と下請の関係だけでなく、下請業者間でも禁止されています。
17	下請契約	契約書は工事の着工前に作成する必要があるか？	契約書面の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、 <b>原則として下請工事の着工前</b> に行わなければなりません。
18	下請契約	追加工事等の内容が直ちに確定できない場合、変更契約書の作成のタイミングは？	変更契約の場合でも、原則として、 <b>追加工事の着工前</b> に書面による契約内容の変更が必要です。  ただし、追加工事の内容等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすことで、契約変更等の手続については、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うことが可能です。 ①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容 ②当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期 ③追加工事等に係る契約単価の額

## よくある質問

No.	分類	Q	A
19	施工体制台帳	施工体制台帳は、誰が、いつ作成する必要があるか？	公共工事の場合、発注者から直接建設工事を請け負った <b>すべての建設業者が、下請契約を締結した時点</b> で作成する必要があります。 民間工事の場合、発注者から直接建設工事を請け負った <b>特定建設業者が、下請金額の総額が5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上となった時点</b> で作成する必要があります。

詳しくは『建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者』をご確認ください。

<https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/index.html>